

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(昭和60年3月8日大分県告示第267号)

改正	昭和62年 2月10日告示第 157号
改正	平成 2年 7月 6日告示第 877号
改正	平成 6年10月 1日告示第 895号
改正	平成 8年 3月29日告示第 296号
改正	平成 9年 5月 2日告示第 517号
改正	平成11年 3月26日告示第 247号
改正	平成14年 3月29日告示第 346号
改正	平成15年 3月31日告示第 335号
改正	平成16年 3月31日告示第 403号
改正	平成17年12月13日告示第1247号
改正	平成18年 3月31日告示第 374号
改正	平成19年 3月30日告示第 410号
改正	平成20年 3月18日告示第 182号
改正	平成21年 7月31日告示第 606号
改正	平成26年 3月14日告示第 155号
最終改正	令和 3年 2月24日告示第 184号

大分県が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のように定める。

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(指名停止)

- 第1 大分県知事（以下「知事」という。）は、有資格業者（大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）及び大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和60年大分県告示第235号）第1の1の規定により格付された者又は資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 2 知事は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事が第1項の指名停止を行つたときは、指名担当者（大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第31条の規定により指名競争入札に参加する入札者を指名する者をいう。）は、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2 知事は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 知事は、共同企業体（大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和53年大分県告示第398号）第2条及び大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成14年大分県告示第349号）第3条に規定する共同企業体をいう。以下

同じ。)が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

- 3 知事は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

- 第3 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
 - 2 有資格業者が次の各号の一に該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍とし、当該短期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)の期間とする。
 - (1) 別表各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号の2までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号の2までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
 - 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月)まで延長することができる。
 - 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第8号又は8号の2に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
 - 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

- 第4 知事は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
 - (1) 談合情報を得た場合又は大分県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号、第4号の2、第6号、第6号の2、第8号又は第8号の2に該当したとき
それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (2) 別表第2第4号から第8号の2までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (3) 別表第2第4号、第4号の2、第5号、第8号又は第8号の2に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があつたとき(前2号に掲げる場合を除く。)
それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の

要領R2. jtd

結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号、第4号の2、第5号、第8号又は第8号の2に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

- (5) 大分県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第8号の2までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1箇月を加算した期間

（指名停止の通知）

第5 知事は、第1第1項又は第2各項の規定により指名停止を行つたときは指名停止通知書（第1号様式）により、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（第2号様式）により、同第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（第3号様式）により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大分県の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6 契約担当者（大分県契約事務規則第2条第1号に規定する契約事務担当者をいう。以下同じ。）は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

- 2 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号の規定に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第7 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る建設工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（関係市町村等への指名停止の通知）

第8 知事は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、必要に応じ関係市町村等に通知するものとする。

（指名停止の公表）

第9 知事は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（委任）

第11 この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

2 大分県工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（昭和43年大分県告示第578号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

3 旧告示の規定によりした指名停止であつてこの告示施行の際、現に効力を有するものは、知事要領R2. jtd

がこの告示の相当規定によりしたものとみなす。ただし、指名停止の期間は、従前の指名停止の残存期間とする。

4 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年告示第157号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成2年告示第877号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成6年告示第895号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年告示第296号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年告示第517号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年告示第247号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第346号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第335号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第403号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年告示第1247号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年告示第374号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年告示第410号）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第182号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第606号）

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第155号）

この告示は、平成26年3月14日から施行する。

附 則（令和3年告示第184号）

この告示は、令和3年2月24日から施行する。

別表第1（第1関係）

大分県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大分県の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 大分県と締結した契約に係る建設工事等（以下「県発注工事等」という。）の施工に当たり、次に掲げる区分に応じ過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>イ 工事完成検査が不合格となり、補修を命じられたことにより工期内に完成物の引渡しができない場合。</p> <p>ロ 工事完成検査が不合格となり、命じられた補修が工期内に完成し、引渡しができる場合。</p> <p>ハ 工事完成検査が合格となり、引渡し後に、工事完成物に契約不適合が認められた場合。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p> <p>当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約工期内に工事等が完成せず履行遅滞となつたとき、工事の施工管理が不良で再三指摘しても改善されないとき、正当な理由なく監督又は検査を行う者の指示に従わないときその他契約に違反し建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内</p> <p>当該認定をした日から1箇月以上8箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6箇月以内</p>

<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上6箇月以内</p>
--	-----------------------------

別表第2（第1関係）

贈賄・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄・あつせん利得)</p> <p>1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が大分県の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知つた日から12箇月以上24箇月以内</p>
<p>2 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知つた日から9箇月以上18箇月以内</p>
<p>3 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知つた日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第8号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から12箇月以上36箇月以内</p>
<p>4の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内</p>
<p>5 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号及び第8号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 大分県内における業務に関する違反行為</p> <p>ロ イ以外の業務に関する違反行為</p>	<p>当該認定をした日から9箇月以上18箇月以内</p> <p>当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第8号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知つた日から12箇月以上36箇月以内</p>

6の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。

当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内

7 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号及び次号に掲げる場合を除く。）。

イ 県内の他の公共機関

逮捕又は公訴を知った日から9箇月以上18箇月以内
逮捕又は公訴を知った日から6箇月以上12箇月以内

ロ イに掲げる以外の者

（重大な独占禁止法違反行為等）

8 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき（当該建設工事等に政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。

刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から18箇月以上36箇月以内

イ 独占禁止法第3条又は同法第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。

ロ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

8の2 前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。

当該認定をした日から5箇月以上14箇月以内

（建設業法違反行為）

9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

10 大分県と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内

（不正又は不誠実な行為）

11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上

当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

別表第3（第1関係）

暴力団関係者等の排除に関する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>（暴力団関係者）</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>イ 有資格業者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>ロ 有資格業者が暴力団関係者を使用したとき。</p> <p>ハ 有資格業者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。</p> <p>ニ 有資格業者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12箇月以上24箇月以内</p>
<p>（不当介入に係る報告等義務違反）</p> <p>2 大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、暴力団関係者等から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な工事妨害をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から2箇月以上4箇月以内</p>

別表第4（第1関係）

その他の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 大分県が発注する建設工事等に関し正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかつたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>
<p>2 大分県が発注する建設工事等に関し低入札価格調査制度に基づく調査報告書等に虚偽記載をし、又は低入札価格調査に関する事情聴取に応じない等不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内</p>

第1号様式（その1）（第5関係）

		第	号
		年	日
		月	
住所			
商号又は名称			
代表者氏名	殿		
		大分県知事	印
指名停止通知書			
この度、貴がことは、誠に遺憾である。よつて下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで（ 箇月）
2 指名停止の理由			

第1号様式（その2）（第5関係）

		第	号
		年	日
		月	
住所			
商号又は名称			
代表者氏名	殿		
		大分県知事	印
指名停止通知書			
この度、貴がことは、誠に遺憾である。よつて下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、後の改善措置の詳細について報告されたい。			
記			
1 指名停止の期間	年	月	日から 年 月 日まで（ 箇月）
2 指名停止の理由			
3 改善措置報告期限	年	月	日

